公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

地域包括支援センター運営業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和８年１０月２６日

大津市長　佐藤　健司

１　業務の概要

⑴　業務名

地域包括支援センター運営業務（小松学区及び木戸学区）

⑵　業務の目的

本業務は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した生活をすることができるよう支援するため、地域包括支援センターを運営し、高齢者の身近な場所で包括的な支援やサービスを提供できる体制の構築を行うことを目的とする。

⑶　業務内容

仕様書のとおり

⑷　業務期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

２　参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する法人とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。

⑵　大津市から指名停止を現に受けていないこと。

⑶　市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

⑹　本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者

であること。ただし、イ⑺にあっては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア　資本関係

⑺　親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

⑴　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

⑼　⑺又は⑴と同視しうる関係にあると認められる場合

イ　人的関係

⑺　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ａ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

⒜　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

⒝　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

⒞　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

⒟　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ｂ　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ｃ　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ｄ　組合の理事

ｅ　その他業務を執行する者であって、ａからｄまでに掲げる者に準ずるもの

⑴　一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

⑼　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　⑺から⑼までと同視しうる関係にあると認められる場合

⑺　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（法人の役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

⑻　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７７条、第７８条の１０、第８４条、第９２条、第１０４条、第１１５条の９、第１１５条の１９、第１１５条の２９、第１１５条の３５第６項及び第１１５条の４５の９の規定に基づき指定若しくは許可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者又は指定若しくは許可の一部の効力の停止を現に受けている者でないこと。

３　選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会において評価し、受託候補者の選定を行う。

４　応募手続等

⑴　担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒５２０－８５７５　大津市御陵町３番１号

大津市健康福祉部長寿福祉課（担当　廣瀬）

電話　０７７－５２８－２７４１

電子メールアドレス　otsu1437@city.otsu.lg.jp

⑵　実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア　交付期間

令和８年１０月２６日（月）から同年１２月１日（火）まで（大津市の休日を定める条例（平成元年条例第６７号）第１条に規定する市の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

イ　交付場所

前号に同じ。（大津市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ　交付する書類

実施要領、仕様書等

⑶　実施要領等に対する質問期限及び回答

ア　質問方法

質問書（様式は実施要領に添付）により電子メールで行うこと。電子メール以外の質問は一切受け付けない。

イ　質問期限

令和８年１１月９日（月）午後５時までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ　回答方法

大津市ホームページにおいて掲載する。

エ　回答予定日

令和８年１１月１６日（月）

⑷　企画提案書の提出

ア　提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類をつづって作成した企画提案書を提出すること。提出部数は、㋐から㋖までに掲げる書類をつづったものを１部、㋗から㋓までに掲げる書類（写し可）をつづったものを８部とする。

㋐　参加申込書

㋑　誓約書

㋒　定款、寄附行為等

㋓　事業代表者履歴

㋔　法人概要書

㋕　法人の直近決算の財務三表

㋖　法人の令和８年度の経営計画書及び収支予算書

㋗　提供している介護サービス等の概要

㋘　介護サービス（事業所・施設）指導監査等実施状況に係る申出書

㋙　事業計画書

㋚　見積書

㋛　センター配置計画書

㋜　人員配置計画書及び職種ごとの履歴書

㋝　大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

a　直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所が大津市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日が３か月以内のものとし、写しも可とする。）（滞納がないことを確認できるもの）。非課税等で納税証明書を提出できない場合は、その理由を記載した申出書（任意様式）を提出すること。

b　履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（発行日が３か月以内のものとし、写しも可とする。）及び役員名簿

イ　提出場所　第１号に同じ。

ウ　提出方法及び期限

㈠　持参による提出の場合　令和８年１２月１日（火）午後５時まで

㈡　郵送による提出の場合　配達されたことが証明できる方法によることとし、令和８年１２月１日（火）までに必着のこと。

⑸　企画提案に係るプレゼンテーション

ア　実施日　令和８年１２月１０日（木）

イ　実施場所　大津市御陵町３番１号　大津市役所本館５階　互助会会議室

ウ　提案時間　２０分間

エ　質疑応答　１５分間

オ　参加人数　４人以内（当日のプレゼンターに、業務の責任者（センター長）となる予定の者を含むこと。）

カ　応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

⑹　審査結果の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。通知日は、令和８年１２月１７日（木）の予定

⑺　その他

ア　失格となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

㈠　提出期限、提出場所又は提出方法に適合しないもの

㈡　指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

㈢　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

㈣　虚偽の内容が記載されているもの

イ　その他

㈠　提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

㈡　提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

㈢　全ての提出書類は、返却しない。

㈣　提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。

㈤　提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

５　その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。